

原本の写し

第 4 号様式（その 1）（第 5 条関係）

（一般廃棄物収集運搬業用）

許 可 証

綾瀬市指令リ第 26 号

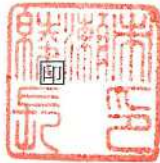
令和 7 年 7 月 3 日

住所 神奈川県綾瀬市吉岡 709 番地

氏名 株式会社 タズミ

代表取締役 田 墨 幸一郎 様

綾瀬市長 橘 川 佳 彦



令和 7 年 6 月 12 日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

営業所の所在地及び名称	綾瀬市吉岡 709 番地 株式会社 タズミ
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（生ごみ、紙くず、木くず、布類、 びん、缶）
収集・運搬の別	収集・運搬
営業の区域	綾瀬市内全域
処理及び処分料金	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第 24 条第 1 項及び高座清掃施設組合 廃棄物処理に関する条例第 9 条第 3 項に定める額の範囲内とする。
営業許可期間	令和 7 年 7 月 4 日～令和 9 年 7 月 3 日
条 件	裏面のとおり

原本の写し

第4号様式（その2）（第5条関係）

（一般廃棄物処分業用）

許 可 証

綾瀬市指令リ第 41 号

令和 7 年 7 月 3 日

住所 神奈川県綾瀬市吉岡709番地

氏名 株式会社 タズミ

代表取締役 田 墨 幸一郎 様

綾瀬市長 橘 川 佳 彦



令和7年6月12日付けで申請のありました一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

営業所の所在地及び名称	綾瀬市吉岡709番地 株式会社タズミ吉岡リサイクルセンター
	綾瀬市早川2647番地35 株式会社タズミ早川RPF工場
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類）
処 分 の 方 法	中間処分（選別、切断、破碎、減容固化）
営 業 の 区 域	綾瀬市内全域
処 理 及 び 処 分 料 金	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第24条第1項及び高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第9条第3項に定める額の範囲内とする。
営 業 許 可 期 間	令和7年7月4日～令和9年7月3日
条 件	裏面のとおり